

平成31年第2回

美里町農業委員会定例総会議事録

第2回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成31年2月25日(月)午後1時37分から午後4時15分
- 2 開催場所 美里町南郷庁舎 庁議室
- 3 出席委員(16人)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
 - 1 農家相談日について
 - 2 買受適格証明書の交付による農地法第3条許可について
 - 3 使用貸借権の合意解約による通知について
 - 4 利用権設定の合意解約による通知について
- 6 議事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する
法律第19条第3項による意見について
 - 第4号議案 美里農業振興地域整備計画の変更について
 - 第5号議案 下限面積(別段の面積)の設定について
 - 第6号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
- 7 その他連絡・報告事項
 - 1 平成31年2月事業報告について
 - 2 平成31年3月事業予定について
 - 3 その他
- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 菊地 和則
事務次長 高橋 博喜

9 会議の概要

事務局

定刻を7分過ぎましたが、ただいまより平成31年第2回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

どうもありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、これより平成31年第2回美里町農業委員会総会を開会いたします。

議長

本日の出席委員は、現在15名ですが、5番古内委員が遅れて出席するという連絡が入っておりますので、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。

6番久道雄悦委員、7番大友重善委員のお二人にお願いいたします。

議長

報告事項に入ります前に、先月総会において、7番大友重善委員から農地中間管理事業において、
地区の譲渡人が賃借権と使用貸借権の2つの契約で総会資料に載っており、1つ目として、「今まで農地中間管理事業においては使用貸借権というのはなかったような気がする」旨の発言があり、今後は農地中間管理事業でも使用貸借権ができるという解釈でよろしいかという質問と、2つ目として、機構集積協力金は使用貸借でも該当するのかということの2つの質問がありましたので、今月総会の報告事項の報告の前に、事務局から回答させたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

ただいま、先月総会において、7番大友重善委員からの農地中間管理事業にかかわる質問について、事務局からの回答について承認されましたので、事務局、回答をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局より、先月総会の7番大友重善委員の質問についての回答をいたします。

質問内容は2点であるかと思しますので、それぞれについて回答させていただきます。

まず1点目の、農地中間管理事業における譲渡人の使用貸借権について、これまでなかったような気がするという質問でございますけれども、平成30年5月25日開催の第6回総会の第2号議案、番号 と 及び第3号議案、番号 と において、今回と同様の実例がございます。

その際にも、今回の 地区の譲渡人と同様、賃借権と使用貸借権が分けて申請されております。申請が2つに分けられた理由としては、農地中間管理事業が発足した当初、平成26年度ですが、この当時は、1つの申請に対して賃借権と使用貸借権が混在した申請となっております。それが2年、3年と経過しているうちに、農地中間管理機構では分けて申請するようにとの方針に切りました。

これについては、農地中間管理機構からは、通知とか連絡があったわけではございません。いつからこのようになったのかは定かではございませんが、現在は分けて申請することとなっております。

次に、2点目の機構集積協力金は使用貸借権の設定でも該当するのかとの質問でございますが、先ほども説明しましたように、もともとは1つの申請で済んでいたものが、農地中間管理機構からの指導により賃借権と使用貸借権の2つに分離になっただけということですので、本来1つの申請だったものと何ら変わることはございません。

ただし、機構集積協力金には3種類ございまして、そのうちの経営転換協力金が交付基準を満たす譲渡人が該当になりますが、詳細につきましては、担当部署は農業委員会事務局ではございませんので、ここでは詳しい内容につきましては省略させていただきます。

関連ですが、この農地にかかわる分としての機構集積協力金の、経営転換協力金が該当する方、自留地として面積が1,000平方メートル以下なら認められます。ただ、その1,000平方メートル以下、いわゆる10アール以下を残した場合、多くは皆さんもご承知のように耕作放棄地になるおそ

れがあります。いわゆる耕作放棄地の温床になるおそれがあるため、譲受人である認定農業者、法人経営体、そして大規模な法人の組織経営体には、なるべく受けるようにと、お願いはしていますが、機会があるごとに事務局では呼びかけをしていますが、余り芳しい返事はいただいているのが現状です。これまでのところ、呼びかけに応じてくれたのが少数の認定農業者と、大規模な法人としては でした。

以上、7番大友重善委員の質問に対する回答といたします。

議長

ただいま事務局から、7番大友重善委員の先月総会の質問に対する回答がありました。大友委員、よろしいですか。

大友重善委員

大変ありがとうございました。勉強になりました。

議長

それでは、報告事項1番に入ります。

農家相談日について、2月5日と2月20日に農家相談を行っておりますので、担当の委員より報告願います。

遊佐恭一委員

それでは、報告事項1番のうち2月5日の報告をいたします。

2月5日、農業委員会会長室において、遠見会長職務代理、尾形司委員、そして私、遊佐の3人が対応いたしました。

相談件数2件ございまして、両方とも相続の相談でございました。1件目の方は 地区 の さん、2件目が 地区 の さんで、両方とも相続が終わってから賃貸借したいということでしたが、まだ相続が終わっていないので、終わってから農業委員会で、手続の届け出をした後に、再度相談してください、ということをお話ししました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続いて、2月20日の農家相談日について報告願います。

柴山真二委員

それでは、報告事項1番のうち2月20日の報告をいたします。

2月20日、会長室におきまして、会長、佐々木裕一委員、そして私、柴山の3名で対応いたしました。

相談件数は4件でありまして、1件目は 地区 の さんで、

に、さんという方の名義になっている2筆の田んぼがあり、売買した場合税金がどの位かかるのかという相談でした。正確な金額は税務署でないと出来ませんが、心積もりとして、売買金額の %の税金が発生することというようことをお伝えしました。

2件目は 地区 の さんという方で、相談内容はおじさんから借りている農地20アールを返したいというものでした。借りている農地が個人間の作業受託なのか、譲渡又は売買なのかははっきりせず、助言のしようがなかったため、おじさんに確認してから、もう一度委員会のほうに相談に来てくださいということのお話ししました。

3件目は 地区 の さんという方で、これまで頼んでいた方から断られたのでどうしたらよいかということで相談に見えられました。地元に規模を拡大したい農業者もいるようなので、 委員と相談してくださいと助言しました。

4件目は の さんという方で、 地区の水田20アールを売りたいということでした。

でした。

以上であります。

議長

ご苦労さまでした。

議長

続きまして、報告事項2番、買受適格証明書の交付による農地法第3条許可について、事務局より報告願います。

事務局

報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告事項2番、買受適格証明書の交付による農地法第3条許可について説明がありましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項3番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知につい

てを、一括で事務局より報告願います。

事務局 (報告事項3、報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。

ただいま、事務局から報告事項3番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを、一括で説明がありましたが、不明な点があれば、再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長 ないようですので、続きまして、議事に入ります。

議長 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

また、今月は形状変更届出や非農地証明願、農地転用等の申請がありませんでしたので、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてのうち、議案番号7について、2月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員により調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

遊佐恭一委員 農地調査委員会は、佐々木裕一委員と委員長である私、遊佐の2名が担当いたしまして、伊藤会長、事務局から菊地事務局長、高橋事務局次長の計5名により、2月15日に現地調査を行いました。

1号議案の番号 について、現地は 地区 の町道沿いに面した、申請者自宅付近に位置しております。申請内容は、親子間の使用貸借権

の設定ですが、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

議長

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ここで一端、休憩します。(14:14)

議長

再開いたします。(14:15)

議長

ただいま、5番古内世紀委員が到着しましたので、本日の出席委員は、16名となりますので、総会は成立しておりますことを報告します。

事務局には引き続き第2号議案について、説明願います。

事務局

(引き続き第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

休憩いたします。(14:22)

議長 再開いたします。(14 : 36)

議長 休憩前に引き続き、事務局には引き続き第2号議案について、説明をお願いいたします。

事務局 (引き続き第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終了いたしましたので、農用地利用集積計画書について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
第2号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。
第2号議案、農地利用集積計画書審議については、65議案全て賛成ですので、原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終了いたしましたので、議案番号 番と 番を除いた議案について審議をいたします。
質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案、議案番号 番と 番を除いた 議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号 番と 番の 議案について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、11番柴山真二委員の退席を求めます。

議長

休憩いたします。(14:58)

議長

再開いたします。(14:58)

議長

休憩前に引き続き、議案番号 番と 番の 議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案、議案番号 番と 番の 議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩いたします。(14:59)

議長

再開いたします。(14:59)

議長 第3号議案は原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進達をいたします。

議長 続きまして、第4号議案、美里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

本議案は緊急を要するというので、2月18日付で美里町長より諮問された案件であり、しかも、農地調査委員会後に申請されたため、農地調査委員会では現地調査を実施しておりません。

しかし、事務局で現地の写真を撮影しておりますので、現地の状況につきましては写真でご確認ください。

前置きが長くなりましたが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

7番大友重善委員。

大友重善委員 7番大友です。

ここの農地はこれまで何度か調査に行ったことがありますが、この写真を見る限り、白線で囲まれていた農地10アールが、今回の農振の除外申請ということになるのだらうと思いますが、所有者は確か2反歩を転用したいという希望があったかと思います。今回1反歩申請ですが、もし2回に分けて申請するのであれば、1回で申請してもらったほうが効率がいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

議長 事務局、回答をお願いします。

事務局 7番大友重善委員の質問にお答えします。

大友重善委員がおっしゃるとおり、ここは10アール田んぼ2枚としてこれまで交換があったり、形状変更があったりした場所でございます。

今回、農業振興地域としては2枚のうち1枚の部分だけ申請が出されまし

た。多分、大友重善委員がおっしゃりたいことは、どうせ申請するなら10アール田んぼ2枚いっしょに申請した方がいいのではないかとということかと思えます。

これにつきましては、農地転用の申請になって初めて説明ができるものです。今回は、10アール1枚の分だけ農業振興地域の用途変更の意見を求められたものです。

以上でございます。

事務局

補足ですが、将来の農地転用の部分について、いずれ申請が上がってくるであろう転用の申請について少々説明いたします。この場所は、航空写真で見るとおおり、この道路の南側に、写真で言うと下側というか、かなり広い農地が　　までつながっています。それで10ヘクタール以上の一団の農地という扱いになりますが、今回申請の農地はその一画にある農地ということになります。

これが農業振興地域の用途変更をして白地になったとしても、基本的には第1種農地となり、第1種農地の場合は限定的な条件でしか転用できないということになります。これが第2種農地になれば、ほかに代替地がなければやむなし、第3種農地であれば問題なしという、そういう段階があります。

それで、ここは第1種農地に当たるので、現事業所の現在の面積の2分の1の範囲を超えない面積においてのみ農地転用が可能となり、これを先ほどから言われている10アール田んぼ2枚となりますと、2分の1を超えることになり、転用の申請は出来ないということになります。

議長

ここで一旦、休憩します。(15:04)

議長

再開いたします。(15:06)

議長

事務局の説明が終了いたしました。この件について、その他質問ございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方の挙手

を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第4号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、異議なしの意見を付し、美里町長に回答いたします。

議長 続きまして、第5号議案、下限面積の設定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
第5号議案、下限面積(別段の面積)の設定について、従来どおり50アール要件を変更しないことについて、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第5号議案、下限面積(別段の面積)の設定について、50アール要件を変更しないことといたします。

議長 続きまして、第6号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第6号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 休憩します。(15:19)

議長 再開いたします。(15 : 23)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、第6号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、審議に入ります。質疑ありませんか。13番鈴木幸博委員。

鈴木幸博委員 13番鈴木です。1つだけ質問いたします。
さきほど、新規参入の関係で事務局のほうから報告がありましたが、現在まで 地区の さん1件、0.9ヘクタールの経営面積のよう
ですが、これは人数を優先するのか、面積を優先するのか、あくまでも目標
なのかということなのですが、これに向かってとりあえず進むということの
理解でよろしいですか。

事務局 13番鈴木幸博委員にお答えします。
先ほど、現在の現状の1人は、 さんで0.9ヘクタールの経
営農地、2人目の方として数値が1.4ヘクタールなのは、2人目の方の経
営農地を50アール、すなわち50アール要件を適用させた上で
さんの経営農地と合算して1.4ヘクタールということです。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたかよろしいですか。

鈴木幸博委員 はい、ありがとうございました。

議長 それでは、そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長 それでは、質疑なしと認め、採決をいたします。
第6号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、
賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第6号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、原案のとおり承認いたします。

議長

以上で、議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第2回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成31年 月 日

会 長

署名委員 6番

署名委員 7番